

# 山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金

町内の産業振興、雇用の促進及び定住促進を目的に、町内で起業をする方へ補助を行います。

## 起業とは…

事業を営んでいない個人が、開業の届出又は新たに法人を設立し、新しく事業を起こすことをいいます。



**補助内容・補助率** ※審査・査定により対象外・減額となる場合があります。

○**事業所等開設支援事業**…起業を目的として、事業所等の設備・備品の購入等開設等に係る事業  
補助率：対象事業費の2分の1以内（上限額30万円）

例）設備・備品の購入（消耗品等は除く。）、事業開始に係る経費 等

○**経営支援事業**…起業を目的として行う、市場調査・販売促進等経営の安定に向けて行う事業  
補助率：対象事業費の2分の1以内（上限額20万円）

例）経営指導に係る経費、市場調査費、展示会等の出展費、販売促進に係る経費 等

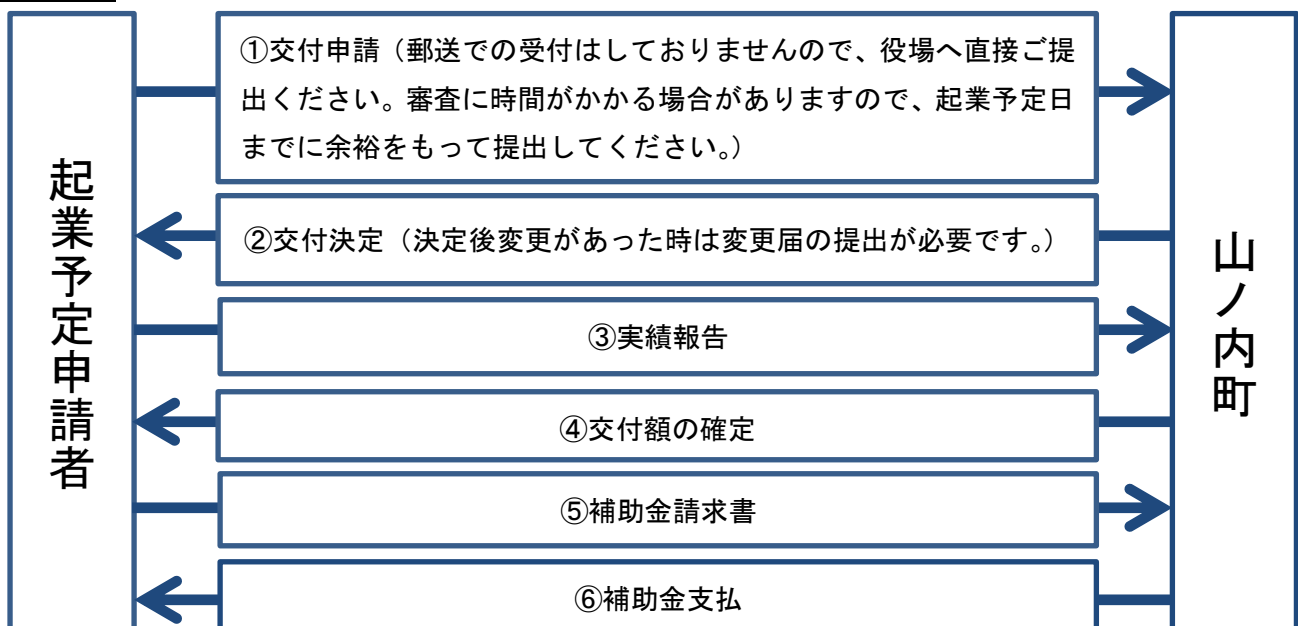
○**雇用促進事業**…起業を目的として事業を実施する事業者が、雇用の促進を目的として行う事業  
補助率：対象事業費の10分の10以内（上限額50万円）

事業実施に必要な正規雇用者の直接人件費（申請者、申請者の1親等以内の親族及び役員報酬を除く。）

**補助対象者** ※年度内に起業を予定している方で、以下のすべてに該当する方。

- ・町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者
- ・町内に住所を有する者又は実績報告を提出する日の前日までに町内に住所を有する者
- ・山ノ内町商工会の起業相談及び指導を受けた事業計画を有し、継続発展する見込みのある事業を起業する者
- ・町税等の滞納がない者。なお、転入者にあつては旧住所地の市区町村税等についても滞納がない者
- ・山ノ内町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない者

**申請の流れ** ※事前に山ノ内町商工会へ起業相談及び事業計画書作成の指導を受けてください。



**対象とならない者** ※対象要件を満たしている場合でも、下記の場合は補助対象となりません。

- ・事業所等が町内での移転と認められる者
- ・他の者が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者
- ・事業の実施に関して、法令等に基づき、許認可が必要であるにもかかわらず、その許認可を受けていない者
- ・仮設又は臨時の事業所等で事業を行い、又は行おうとする者
- ・反社会的な活動を行う者その他の社会通念に照らし補助することが不相当である者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者
- ・山ノ内町空き家の店舗等活用事業補助金交付要綱に定める補助金の交付を受けたことがある者
- ・その他町長が適切でないと認める者

**対象業種** ※日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）に掲げる業種のうち、次に掲げるもの。

建設業、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育、学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 補助対象外とする業種<br>（日本標準産業分類による） | <p>(1) 学術研究、専門・技術サービス業のうち下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学術・開発研究機関（中分類 71）</li><li>・専門サービス業（他に分類されないもの）（中分類 72）のうち、管理、補助的経済活動を行う事業所、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所</li><li>・その他のサービス業（小分類 729）のうち、興信所、不動産鑑定業、他に分類されない専門サービス業</li><li>・技術サービス業（他に分類されないもの）（中分類 74）のうち、管理、補助的経済活動を行う事業所、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、その他の技術サービス業</li></ul> <p>(2) 生活関連サービス業のうち、娯楽業（中分類 80）</p> <p>(3) サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業（中分類 88）、職業紹介・労働者派遣業（中分類 91）、政治・経済・文化団体（中分類 93）、宗教（中分類 94）、その他のサービス業（中分類 95）</p> <p>(4) その他下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制の対象となるもの</li><li>・集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）（細分類 9299 に含まれるもの）</li><li>・NPO 法人、ボランティア活動、財団法人、社団法人などの他、町長が適切でないと認める業種</li></ul> |
|-----------------------------|--|

★補助金についての詳細や申請書等のダウンロード、必要添付書類等については、山ノ内町ホームページをご覧ください。下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先：山ノ内町役場総務課企画係  
TEL：0269 - 33 - 3111 FAX：0269 - 33 - 4527  
E-mail:kikaku-zaisei@town.yamanouchi.nagano.jp